

先づ身頃の胸はぎをなし裏の方に折を返して縫ひ

表は標の所

裏は標より一分下を縫ふなり 裏の方に折を返

しかくし縫をなす次に後身に後襦、前身に前襦

を入れ身の方に折を返し次に綿に入るゝなり綿

は脇明の處と裾口の所とは少し厚く入るべし

綿を入れたらば第一に裾を假とぢなし次に脇明

の所表の方に綿をふくみて大針にとぢ裏の方を

二分程去りてこまかく紡けるなり次に衿付をと

ぢて紐をつけ次に衿を裏身頃より衿の方を見て

紐付より上は衿の方をやゝゆるめに紐付より下

は同様にして一針ぬきにつけ次に衿先を縫ひ裏

身頃の方に返して身頃にとぢつけ次に合標を合

せて少く續け後に衿を表の方に返して縫をか

け置くなり

或母の日記（第五回）

無名氏

明治三十三年九月三十日生れの女子生後十一十二ヶ月間の記事
明治三十四年七月十五日。父が家に歸り来るを凡

そ壹町先きに於て見付けたり。

七月十七日。某校の創立紀念式に風船を上げたる
を見物に連れ行きたり。

七月三十日。明日より父は講習のため他行につき
母は此子をつれ母の實家に連れ行く、茲に滞在する事、四週間にして歸宅す。

八月中より、折々飯を少しつゝ與へたり、此下旬
より梨子の熟したるもの皮を剥きて與ふ。尤も
好む所なり、菓子の如き甘きものは左程に好まぬ
方なり。

九月上旬。例の如く梨子を與へたるに、母の手

に在る大きなるものをとらんとせり、此頃より切

りに物に倚りて立たんとす。……障子を破る事を

面白がる……叱らるゝと泣く事を知るになれり。

生後三百四十五日にして手離しにて立つ。

物をかみて與ふれば自分の手にて押し込む。

九月中旬。葡萄豆などやれば、皮を出して食ふ。

九月廿二日。芝居見物に母に連れられてゆき、お

ま／＼の物を食ひ過ぎ下痢を起す。廿五日銀林醫

師に診斷を受け、散薬六帖を用ひ平服す、軽き腸

加答兒なりと云ふ、此頃より氣にさからふ事ある

ときはウンーと怒る、之を強めるときは泣く。

九月二十九日。誕生祝をなし、赤飯を製し知る

べに配る（餅米九升を用ふ）明三十日が誕生に相

當なるを都合により一日繰り上げたるなり。

一ヶ年間生長の大要。

漸く立ち上るのみにて歩行するに至らず。

下歯一枚、上歯一枚あらはれ、少しつゝ飯を與へ

たり。

母の手にて守り、別に子守を雇はず、故に家の内

にのみ有り勝ちなり、此くの如き事は小兒の爲め

にあまり宜しからずと思はる、小兒は小兒の連れ

ともだちを喜ぶもの故、毎日折々外に出で新らし

き空氣にもおられ、又他の小兒と遊ばしひる事
大切なりと思ふ。

Zu solchen Kindern gehört eine solche Mutter.

かゝる子供にかかる母也。